

簡易な検討に係る定性評価調書【細島小学校】

■ PPP手法の適合性検討

No.	定性評価の項目	左記の説明	評価結果
1	民間の参入が見込まれる事業か	安定的かつ継続的なサービス需要があること、または、民間に同種・類似の業務が存在することなどにより、民間の事業者の参入が見込まれるか。	設計・建設、維持管理に関しては、民間事業者の参入が見込まれるものの、小学校や公民館の運営での民間事業者の参入の余地はない。
2	民間のノウハウを活用して創意工夫できる範囲が広い事業か	施設内容や運営部分に民間の創意工夫を加える余地が大きく、民間のノウハウの活用により、効率的・効果的なサービス提供が可能であるか。運営に伴う収入が見込める事業で、民間の経営ノウハウの活用により、需要の増加や収益性の向上が期待できるものは、導入の適性が高いものと考えられる。	設計・建設、維持管理に関しては、性能発注や複数年契約により一定のコスト削減効果が見込まれるものの、小学校や公民館の運営におけるコスト削減や収益性の向上の余地はない。
3	民間に任せられる事業か	設置主体や管理主体など、法的に民間事業者が事業主体になることが制限されていないか（制限が無い範囲を民間に委ねることができないかも検討する）。 例：学校の設置・運営主体は地方公共団体または学校法人に限定されているが、建て替え・維持管理等の業務は民間事業者が行うことも可能。	設計・建設、維持管理に関しては、民間事業者による実施が可能である。
4	民間に期待する成果が明確な事業か	民間事業者に公共サービスを委ねることによってサービス水準が低下しないよう、事業の成果が数値化できるなど、達成すべきサービス水準が明確に規定できるか（提供されるサービスの質のモニタリングも行いやすく、客観的な評価が可能となる）。	設計・建設、維持管理に関してのみ、モニタリングが可能である。
5	国・他の地方自治体が導入している事業か	国や他の地方公共団体がPPP手法を導入している事業は、民間の資金、経営能力、ノウハウを活用しやすい事業とも考えられる。	学校改築・建て替えに関する案件はほとんどない。

■ PFI手法の適合性検討

No.	定性評価の項目	左記の説明	評価結果
1	初期投資の比率が少ない事業か	PFIの場合、公債などによる資金調達に比べて割高な民間資金借入れによる金利負担の増加というデメリットがあるため、一般的に運営・維持管理費に比して初期投資である施設建設費が大きい事業については、この増加した金利差をカバーできないので、従来型手法が向いていることになる。	民間事業者へ任せざることを想定しない小学校や公民館運営に関する経費（人件費・事業費等）を除くと事業費のほとんどが施設整備費となる。
2	設計・建設・維持管理・運営を一括して発注できる事業か	PFIの場合、施設の設計・建設・維持管理・運営を民間事業者がノウハウを生かしながら一体的に担うことにより、サービスを向上しつつ、事業全体に要する経費を削減することができる。よって、維持管理・運営面を考慮した施設の設計・建設を行うため、一括発注をすることが望ましいことになる。	小学校や公民館の運営を除く設計・建設、維持管理については、一括での発注が可能である。
3	資金調達の条件が不利にならない事業か	PFIの場合、事業主体が民間事業者であるため、従来型手法であれば受けることができた国庫補助負担金等を受けられないことがある。よって、PFIの場合でも国庫補助負担金や地方交付税措置を同じように受けることができるかどうかなど、PFI手法と従来型手法を比較して、PFIの場合に資金調達上のデメリットが存在しないことが必要。	国庫補助負担金等のデメリットは想定されない。
4	時間的余裕がある事業か	PFIの場合、民間事業者の募集、運営、契約締結などPFI法に基づく事務手続等が複雑で、相当の時間を要します。また、民間事業者のノウハウの十分な活用を図るために、民間事業者からの意見の反映のための手続や民間事業者の提案作成などに要する時間を十分確保しなければならない。	早急な改築・耐震化が求められている状況にある。

【総括】

設計・建設、維持管理に関してはPPP/PFI手法の一定の導入効果が見込まれるものの、小学校・公民館の運営に関しては、民間事業者の参入や収益性の向上が見込めない事業であることから、従来型手法と比較してもメリットが小さい。
また、現時点において耐震性を有していない状況にあり、早急な対応を行う必要があることから、時間的な余裕が無い。